ボッシュ健康保険組合　被扶養者認定に関する提出書類一覧表

2026年2月より

「健康保険被扶養者（異動）届」と「健康保険被扶養者状況報告書」の他に、続柄から該当する状況に応じて、〇のついた書類をすべて提出して下さい。

	健康保険の扶養に追加したい人の状況		提出書類		「健康保険の扶養に追加したい人」の続柄										
					同居・別居　どちらでも可						同居が条件				
						子			孫・兄姉弟妹		配偶者の連れ子		叔父・伯父・叔母・伯母・義父母	甥・姪	
					配偶者	18歳未満	18歳以上	父母・祖父母	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上		18歳未満	18歳以上
必ず提出する書類	全員	全員	①	住民票（続柄有り・世帯全員分）*1　交付日3ヶ月以内	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		全員（全日制の高校生は除く）	②	最新年度の所得（課税・非課税）証明書　交付日3ヶ月以内	○		○	○		○		○	○		○
	収入がない	退職した人	③	**雇用保険加入者**　→　離職票-1　離職票-2 **雇用保険未加入者** →　退職証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		雇用保険の受給終了*2	④	雇用保険受給資格者証の全ページ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		自営業等の廃業	⑤	廃業届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	収入がある	パート・アルバイトなどの給与収入	⑥	給与支払証明書*3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		自営業・不動産・配当などの収入	⑦	最新の確定申告書及び損益計算書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		公的年金（遺族年金・障がい年金も含む）、個人年金	⑧	最新の年金振込通知書	○		○	○		○		○	○		○
該当する方が提出する書類	（必ず提出する書類と合わせて提出）	学生（高校生以上、通信制・夜間も含む）	⑨	学生証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		別居している人（学生以外）	⑩	仕送りの証明*4　（誰が誰にいくら送金したか）		○	○	○	○	○	扶養認定不可				
		養子縁組した人	⑪	戸籍謄本　交付日3ヶ月以内		○	○								
		他の健康保険組合の資格を喪失して扶養異動をする場合	⑫	健康保険資格喪失証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		外国籍の人（出生以外）	⑬	パスポート	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			⑭	在留カード（表面）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

*1　**住民票について**　・　内縁の夫・妻の申請の場合は、住民票の続柄が「未届の夫・妻」となっていることをご確認下さい。
・　氏名を通称で申請する場合は「通称」の記載があることをご確認下さい。

*2　離職認定後、雇用保険の受給のため扶養から一度抜けた方が、受給終了して再度扶養にはいる場合は、①住民票、②所得（課税・非課税）証明書は不要です。

*3　給与支払証明書は、ボッシュ健康保険組合の所定の用紙があります。勤務先で証明内容の記入と印をもらってご提出下さい。

*4　仕送り証明は、通帳のコピー・振込用紙（控）のコピー・現金書留封筒のコピー等を提出して下さい。（継続して3ヶ月分の証明が必要です。）　手渡しは不可

給与と年金など、複数の収入がある場合はすべての書類をご提出下さい。

上記書類以外でも健康保険組合が必要とする書類の提出を求めることがあります。（提出書類の取得費用は自己負担でお願い致します。）

提出書類が外国語で書かれている場合は、必ず日本語訳の添付をお願い致します。（翻訳した人の署名、捺印）